

平成28年度第1回秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会議事録

日時 平成28年5月11日(水)

午後3時半～5時

場所 秋田県庁総合庁舎6階611会議室

【出席者】

(専門分科会委員)

森 和彦、川嶋 真諒、佐々木 繁、白瀬 真紀子、宮崎 久春

(県)

幼保推進課 小柳課長、工藤主幹兼班長、北條副主幹兼班長、山内副主幹、城地主査

1 開会

2 幼保推進課長あいさつ

今日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。また日頃より本県の保育行政に御理解、御協力くださいまして厚く御礼申し上げます。さて、本日は、条例案「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御審議いただくこととなります。皆様御承知のとおり、保育士の不足などにより、多くの待機児童がおり、全国的にも大きな社会問題になっております。本県においても、保育士が充足していないことなどから、待機児童が発生している地域があります。これまで国又は県においても保育士確保対策を講じているところではありますが、なかなか効果が上がっていないという状況です。こうした現状を背景として、国では緊急時限的な措置として、保育士の配置基準について弾力的な運用を可能とする省令の改正をこの4月から施行しています。この度の条例改正案についても、本県の現状をふまえて、国で定めた省令と同じような内容で、一部改正を行おうとするものであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

3 議事

(1) 条例案「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」森会長の進行により審議を始めた。工藤主幹兼班長より説明。

説明の要旨は次のとおり。

・県内の待機児童は、平成23年に大きく減少しましたが、平成24年度から増加傾向に転じ、ここ数年は4月当初30から50名程度、10月には100名を超える待機児童が生じています。

・待機児童発生の大きな要因は保育士不足です。平成27年に求人が大きく増加し、平成28年2月には、求人数が380人に対し、求職者数が212人とどまり、有効求人倍率は1.79まで上昇しています。

・全国的な傾向として、保育士が保育所や認定こども園に就職しても離職する者が多い

ようです。多忙な労働環境に見合った賃金となっていないことが保育士不足を招く最大の要因となっています。

- ・国、県としても、これまで保育士確保のための対策を講じてきました。

県は27年度年1回実施していた保育士試験を、年2回実施することとしました。

国は、保育士等処遇改善臨時特例事業として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し助成し、平成25年度、26年度に常勤保育士で年間約10万円程度賃金支給額が改善しました。平成27年度には公定価格において、職員の勤続年数に応じた処遇加算を実施しました。これにより平均3%程度給与水準が改善しました。

- ・報道では、国はさらに給与水準の引き上げできるよう5月にまとめる一億総活躍プランに盛り込む方針です。しかし、待機児童を解消する即効性のある解決策は見いだしがたい状況にあります。

- ・こうした状況を背景に国は関係省府令を改正し、平成28年4月1日を施行日として、緊急的・時限的な対応として、保育士の配置基準を緩和しました。

- ・児童福祉法第45条では、省令で定めている基準を都道府県で定めるよう規定しています。本県においても保育士の確保ができずに待機児童が生じていることから、国の改正省令の内容に沿って次のとおり条例の改正を行いたいと考えています。

- ・改正内容のポイントは次の3点です。

(1) 保育士配置の要件弾力化

現行では、保育所1箇所につき最低2人の保育士を置かなければならないとされているところ、配置基準により算出される保育士数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少ない時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とします。

「保育士資格を有しない一定の者」とは、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、例えば、常勤で1年以上勤務し十分な業務経験を有している者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者、などを想定しています。

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭等を保育士とみなし、一定の範囲内で保育士に代えて活用可能とします。一定の範囲内とは、(3)の要件緩和と合わせ、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内とします。

(3) 加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

通常保育所は、朝7時から夕方6時まで11時間を開所しています。認可の際には原則8時間開所として、利用定員に応じて保育士数を算定していますが、実際には11時間開所などにより認可時に算定した保育士数を超えて保育士を雇用し、早番、遅番などのシフトを組んで対応しています。その超えて必要となる保育士については、「保育士資格を有しない一定の者」を一定の範囲内で活用可能とします。一定の範囲内とは、(2)の要件緩和と合わせ、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内とします。

- ・以上の要件緩和により、保育の質を確保しながら、柔軟な職員配置を可能とし、保育士の業務負担の軽減と、待機児童の受け入れ拡大を期待してるところです。

- ・6月議会に改正条例案の上程を予定しており、施行は公布の日としています。

【質疑・意見交換】

議題（１）について質疑・意見交換が行われた。概要は次のとおり。

森会長

何よりも子どもたちの安全を確保するという観点をふまえ、なおかつ待機児童を受け入れるための緩和について審議をして参りたいと考えております。積極的な質問ご意見等をお願いします。

佐々木委員

条例案の中の「保育士資格を有さない一定の者」の「家庭的保育者」というのはいわゆる「保育ママ」のことですか。

工藤主幹兼班長

そうです。

佐々木委員

保育所における加配人員要件の中の代替要員の配置には、産休・育休の代替は含まれますか。保育士自身の子育て環境に対する配慮が十分にできていないために離職しては元も子もないと考えます。

工藤主幹兼班長

おそらく含まれますが、確認します。

佐々木委員

また、保育士の給与の低さについては確かに問題で、これは介護分野も同じです。ただ我々の意識調査によると、給与の低さイコール離職ということでもないようです。生きがいや働きがいという観点が大きな要因になっています。保育士の働く環境についても、こういった観点から整えていく、充実させていくことも重要であると考えます。今後の課題でもあります。

白瀬委員

今回の条例改正については、保育士会でも保育の質の低下につながるおそれがあるということで全国的に問題視しています。条例改正案の検討に当たって、全県の保育所にアンケート調査を行ったところ、次のような意見が多数ありました。

- ・保育士の処遇が改善されていないので、保育士の確保が難しい。
- ・保育の質を確保し、かつ保育士の処遇を改善し、十分な働き方ができるようにした上での条例改正を望む。無資格の人を安易に入れることがないような対策をとってほしい。

ただ、地方の小規模の保育園からは次のような現場の意見もあります。

- ・無資格の人でも、例えば地域の人が早番・遅番で来てサポートしてもらえれば職員の

シフトを組む上で助かる。

このように、我々も無資格の人を受け入れる不安はありますが、特に小規模の保育園で現場が困っている状況があるということも把握しています。また、条例案としても緊急的な措置であることが示されているので、保育士不足が解消されるよう県として対応策をとっていただきながら進めていくのであれば、全面的に賛成とは言いがたいものの、条例の改正案については賛成の立場をとっていかうとするものです。

ニュースで無認可の保育園でうつぶせ寝による子どもの窒息死が報道されました。このような事件があると、専門職としてのプライドをもった保育士が子どもの命を守っていかなければならないという思いを強くします。また、受動喫煙との関連性についても、条例化するなどの動きもあるようです。子どもの安全については、何か1つだけ解決すればいいと言うことではなく、様々な要因を考えていかなければならないと考えます。

本当に、保育士不足で大変な状況です。市役所からは「丁寧にお断りしてください」と言われるが、現場ではなかなかできないです。ましてきょうだいが入所しているのに、下の子を断るのは、お母さん達の苦労を考えるとできず、なんとかして保育士を確保して、入所希望を叶えるようにしたいと思っています。

川嶋委員

条例改正案の「保育士資格を有さない一定の者」の中で「子育て支援員研修を終了した者」とあるがこれは学童保育の指導員研修ではないでしょうか。

工藤主幹兼班長

当研修には学童以外の研修コースもいろいろあり、想定しているのは「地域保育コース」であります。これは、小規模保育事業、事業所内保育施設等の担い手になる方々を対象にしています。ただ、当コースは、秋田県内では実施しているところがないのが現状です。よって、条例改正案の「子育て支援員研修を終了した者」に該当する者は、当面ないものと考えられます。

ちなみに条例改正案の「保育士資格を有さない一定の者」の中の「家庭的保育者」については県内で秋田市と仙北市が実施しており、研修修了者は61名います。修了者はそれぞれ、秋田市の小規模保育施設、仙北市の保育所等に勤務しており、これらの方々が移行してくることも想定しづらいです。

よって、条例改正案の「保育士資格を有さない一定の者」の3タイプの中では「保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者」が大半になるものと想定されます。現状、かなりの方々が保育所等で勤務されているところです。

子育て支援研修についても、今後ニーズが高まれば県でも実施する可能性はあるが、今のところは実施しておりません。

川嶋委員

「家庭的保育者」について、例えば、柔軟な対応として「等」を付けるようなことはできないでしょうか。例えば、市町村で保育サークルや保育サロンなどを行っている方などを活用するなど。

小柳課長

「家庭的保育者等」について検討することについてはやぶさかではありません。

川嶋委員

判断の難しいところであると思われます。

宮崎委員

潟上市では公立の子育て支援施設を直接9施設運営しています。保育士不足、人材確保が一番苦勞している点です。保育士さんさえいてくれたら、施設の受け入れキャパにつながります。待機児童について新聞報道もあったところです。条例改正には一定の期待を寄せるところであります。先ほど白瀬委員がおっしゃったとおり、保育の質の確保については不安が残ります。運営する側からすると、少しでも保育士の負担を軽減する方向に進めればよいと考えます。

資格のことを考えると、有資格者の方は努力して取得し、仕事に臨んでいます。そうすると暫定的な期間とはいえ、資格を有しない者を同等にカウントするというのは複雑なところもあります。

「当該施設等で十分な業務経験を有する者」の補足説明で、「常勤で1年程度の勤務」ということですが、例えば、社会福祉法人や学校法人で正職員として常勤の者を想定しているのでしょうか。私どもの施設では、保育補助者のほとんどが非常勤職員で、その方々がお力を貸してくださって運営しているという状況です。正職員という条件があれば、実態にあわないということになってしまいます。

小柳課長

正職員でないかどうかは別として、常勤的非常勤という言葉があるとおり、そういった方々も含めて、1年程度の勤務実績がある方という意味です。

森会長

「常勤」ではなく「常態」ということですね。

小柳課長

国の表現は「常勤で1年程度の勤務」に相当する者とされています。正職員という捉え方はしていません。

白瀬委員

先ほど、佐々木委員から働く環境を整える、というご意見がありました。現場の声としては、一昔前の子どもとはだいぶ質が変わっている現状があります。家庭の養育力や教育力が非常に低下していて、そういった中で保育所に入所してくる子どもさんが多いです。0歳児1人に保育士3人、1歳児6人に保育士1人という基準は非常に苦しいです。まして、4月の1歳児は、歩けない子どももいれば、一方で話す子どもも混在しており、保育士1人で6人みることは働き方として非常に困難です。緩和することとの矛盾も出てくるが、「やめないで働く」という働き方を考える上では、県としてこういった問題にも取り

組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

森会長

具体的にどのようなにするというような意見を出されているということはありますか。

白瀬委員

具体的に出している意見はありません。ただ、現場の声としては、0歳児3人に保育士1人ということになると、一人一人に語りかけてミルクをあげている間は、残りの子どもはどうなるのか、という思いもあります。一人一人を見ながら保育をなさいね、ということ言われているが、現在の配置基準では難しいというのが実感です。先ほども申し上げたが、1歳児6人に保育士1人というのは、少なくとも4、5月は無理だと思われま。現場の先生方はその配置基準でがんばってくださっているが、とてもとても大変な状況です。そこに条例改正によって配置を行って、何か解決するかもしれないが、それでいいのかと問われると、それでいいとは言えないという思いがあります。

佐々木委員

保育士は、資料作成等の持ち帰り残業が非常に多いと聞きます。日中は保育に取り組まなければなりません。保育の質の問題の観点から、資格者がする業務とそうでない業務と線引きを明確に突き詰めていかなければならないのではないのでしょうか。保育士資格と専門性の部分は、業務として分解して、分析する必要があるのではないかと考えます。資格のない方が補助員としてどういった業務ができるのか、こういったことを明らかにしながら保育の場合も補助員の方の業務を整理する必要があるのではないのでしょうか。

介護の分野でも同じことが言えます。何でもかんでも介護福祉士の比率等が問われる状況です。全てにおいて職員がやらざるをえないということに無理が来ているのではないかと考えられます。業務分析をして、介護の補助員が補助的に業務を行える制度が必要なのではないのでしょうか。こういった制度、仕組みづくりがないと、人材の確保、働きがいの問題は解決しません。仕事に追われて疲れ切っているというのは、介護も保育も共通している。専門性と配置基準の問題、補助できる部分は補助に頼っていくというような多面的な人材確保の観点が必要になります。大変な時代がくることを考えると、こういった研究も必要なのではないのでしょうか。

森会長

今お話のあったような研究や提案というのは先生のところでできますか。

佐々木委員

私どものところで直接的にはできないかもしれませんが、提案という形で保育協議会や保育士会に働きかけて、一緒にやりませんかとか、或いは学校と共同でやることはできるのではないのでしょうか。その上で国への働きかけも一緒にやっていかなければなりません。

川嶋委員

結局は財源の問題が出てくるのでしょうか。

森会長

私どもは、保育士を養成する側として、秋田大学では年間20人を養成しています。実際にやりたいという学生はもっと多いですが、これを20人に絞っています。毎年卒業者が20人いるにも関わらず、なぜ保育士が不足しているのだろうと不思議に思います。学生の県外流出数を調べると、多くはありません。しかし、今年度、実際に保育士になった学生は、秋田大学卒業生の中では1人でした。残りの19人は保育士の仕事には就いていません。ただ、保育士資格は取得しています。私どもは全国から学生を集めていますが、基本的には県内出身者が多いです。県内のどこかには保育士資格を持った人が毎年20人ずつ出ているにも関わらず、どこかに消えているということになります。

それから、大学は地域貢献をなささい、という方針を文科省から示されているので、ボランティア活動、地域実習を行っています。秋田市中心の活動になりますので、問題は郡部かと思われます。そこをどうするかということです。大館市、横手市などコアになるところがあり、交通手段があればなんとかありますが、大学生は大学の授業もあります。

学生の話の聞いていると、非常に意欲はあります。しかし、就職はしません。実際に就職した学生をみると、帰宅してから一生懸命、資料作成などの持ち帰り残業をしています。実際現場に行く必要は出てきますが、そういう業務であれば、保育士の卵である学生を取り組むことができるのではないのでしょうか。

文科省からは、小学校教員を養成するために作られた大学であるとも言われますが、学生からは保育士資格を要望する声があります。学生時代から保育所に行って支援するようなことを、現場からも要求してほしいと思います。

そういった観点から考えても、佐々木先生のお話にあった、業務を細分化することは非常に重要なことであると考えます。

佐々木委員

県内養成校卒業者の県内就職者、平成27年度は保育所に91名とかなりの数字がありますが、ほとんどが正職員ではないのではありませんか。このあたりに定着の問題がからんでくるのではと考えます。事業者側から言わせれば、少子化で先が見えない中で正職員として確保することは難しく、非常勤や臨時嘱託で雇用するということだと思えます。大きな課題です。

工藤主幹兼班長

養成校に聞いてみたところ、これまでは臨時職員という採用が多かったようです。理由は先ほど委員がおっしゃられたとおり、先の見通しが立たない中で正職員として採用することが難しかったと言うことでした。それが敬遠される理由の1つでもあったようです。

ところが、最近求人が増えてきて、保育士の奪い合いになっている状況の中で、臨時職員では来てくれる人がいないため、正職員での求人が増えてきているとのこと。

宮崎委員

私どもも保育士確保で大変苦勞しています。聞いたところによると、秋田市では潜在保育士に働きかけの手紙を出しているそうです。個人情報保護の関係で難しいと言うことは

重々承知していますが、県の保育士登録の状況を教えてもらうことはできないでしょうか。

登録していない方については、資格を持っていても仕事をなさる気はないという、潜在の中の潜在ということになるでしょう。登録している方であれば、保育士の仕事をしてみたいという潜在の方と思われます。もしそういった方々の情報を提供してもらえれば、こちらの取り組みもまたもう一工夫できるのではないかと考えます。

佐々木委員

介護の分野でも同じような課題が出てきています。個人情報保護の問題も絡んでおり、その場合も本人の了解を得ることが必要になります。登録先をどこにするのか、資格を持っている人の情報をどこが持っているのか、どうすればスムーズに情報が活用できるか、保育分野とは全く一致するわけではないと思いますが、方法も含めて、同じような課題があります。登録制が果たしてよいのかという疑問も出てきます。

小柳課長

先ほどの宮崎委員からのご質問には2つのポイントがあります。

1つ目は、秋田市の取り組みですが、秋田市が聖園短大に依頼して、聖園短大がOBの中で本人に了解を得た方、「秋田市から連絡が行ってもいいよ」という方について、秋田市に名簿を提供しているということです。秋田市とOBの方が直接やりとりをしているわけではないようです。170人定員の内100人が聖園短大なので、大きな割合を占めています。

2つ目は、秋田県の保育士登録台帳ですが、項目が、生年月日、本籍地、氏名という限られた情報です。住所地がわからないので、台帳情報を活用するにしても、アクセスしづらい部分があります。また、潜在保育士が全国でも70万人位いると言われていています。その方々を活用できるということであれば非常に貴重な人材ですが、今、眠っている人を起こすことはなかなか難しいですし、そこまで労力を使っても効果があるかどうかということも難しいところと言えます。

森会長

それは、保育士の労働環境がよくないから、ということもあるでしょうか。

小柳課長

一旦お辞めになったということは、それなりの理由があるということと思われます。そこをまたお願いするということは難しいでしょう。

白瀬委員

前に何回かお願いしたが、だめだったことがあります。なかなか難しいことです。

宮崎委員

今回の条例案は、国の運営基準改正に伴うものでありますが、「参酌すべき基準」か「従うべき基準」でしょうか。

小柳課長

「従うべき基準」であります。

工藤主幹兼班長

「従うべき基準」について説明させていただきます。国では保育士の配置基準、設備の基準は「従うべき基準」と示しています。「従うべき基準」の法的効果は、必ず適合しなければならない基準であり、法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容するとされています。

森会長

石川県のように条例改正しない県もあると聞きます。

工藤主幹兼班長

47都道府県の内、46は今回改正する方向にあります。石川県は待機児童がおらず、将来的にも発生する見込みがないということで、改正しないようです。

森会長

今回の条例改正に伴って、関連する定めを作る必要が出てくるのではないのでしょうか。具体的な提案や見直しが必要になるのではと考えます。つまり、改正後にこれでよいかどうかというチェックをどこがやるか、となればこの審議会なのではないかとも考えます。条例改正をしたことに伴って、状態が改善されたかどうかをみなければなりません。万が一、改善されなかった場合には、それを報告し、情報提供していかなければならないし、改善されたとしても、更に基準を上げていくということもあるでしょう。

そういったことを話し合うようなことになっているのでしょうか。

工藤主幹兼班長

国としても通知の中で、特例を実施した場合の効果を検証するということが記されています。おそらく検証というのは各都道府県を通じて調査していくものと思われま。そうした状況についてはこちらの専門部会の中でも情報提供させていただくことになります。

森会長

様々な研修に関する確認やチェックはどこで行うのでしょうか。例えば、保育指導研修とか保育補助者の研修に関することです。

小柳課長

保育についてはこちらの専門部会ということになるでしょう。

工藤主幹兼班長

保育補助者が現場に入ることによって、保育の質が落ちるのではないかという懸念がある中で、そういった方々への研修・指導体制はどうなっていくのかということですが、本

県は教育委員会の中に幼保推進課が置かれ、全県の幼稚園も含め、子ども子育て関係の施設に対する指導を一体的に行っております。他県に比べても手厚い研修や訪問指導の体制があり、これは、今後、保育補助者に対しても同様に取り組んでいくこととしております。

また、今年度からの事業で市町村と連携して、市町村の研修体制のレベルアップを図っていくというものがあります。その中でよりきめ細やかな指導ができるように取り組んでいくこととしております。

森会長

評価・検証は必要です。

他に皆様から何かございますか。

ないようですので、今回の条例案につきましては、事務局からの説明に従った形で進めていただくということよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

森会長

では、次第（４）その他について何かございますか。

ないようですので、本日の次第は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

工藤主幹兼班長

これをもちまして、秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会を終了いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

以上で審議を終了した。